

県から市町への権限移譲の成果と今後の取組について

平成 27 年 2 月 26 日
市 町 行 財 政 課

1 趣 旨

本県では、平成 16 年度に策定した「分権改革推進計画」に基づき、住民に身近な行政サービスについては基礎自治体において総合的に展開できるよう、県内市町への事務・権限の移譲を推進、平成 22 年度にはそれまでに移譲した事務についての検証を行い、移譲した後の市町への支援の充実、移譲の進め方の変更などの見直し・改善を図ってきた。

平成 17 年度の権限移譲開始から概ね 10 年が経過する中、市町が実施することで住民の利便性が向上し、市町における総合性、自主性が発揮されている事務も数多くある一方で、とりわけ専門性が高い事務や処理件数が少ない事務などにおいては、市町単独で実施する上で、課題が残っているものもある。

このため、今年度、改めて検証調査を実施し、これまでの権限移譲の成果、及び今後の課題とその解決の方向性について取りまとめを行った。

— 平成 26 年度 移譲事務検証調査の概要 —

【検証調査のねらい】

< 1 > 権限移譲による成果の把握と情報発信

県・市町が取り組んできた権限移譲の意義や効果が住民に広く実感できるよう、市町での取組内容や成果がうかがえる事例を把握し、積極的に情報発信

また、先進的な取組や工夫した点などを市町間で共有し、更に成果を波及

< 2 > 困難な事務の分析と、課題解決に向けた新たな仕組みづくりに着手

専門性の高い事務や処理件数が少ない事務においては、これまでも市町から支援要望が出される中、研修内容の工夫や相談対応、県職員の同行、専門家のあっせんなどの対応を講じてきたが、市町間で課題が共通する事務、従来の個別対応では課題解決が困難な事務については、市町間連携など新たな仕組みづくりについての意向を把握し、今後の取組を検討

【検証対象事務】これまで「専門性が高い」「処理件数が少ない」などの面で課題があるとされた 43 事務、及び今回調査で支援要望のあった 4 事務の合計 47 事務

【調査対象及び調査方法】

- 県内 23 市町
- 平成 26 年 7～8 月にアンケート調査を行い、その後、個別ヒアリングを実施

2 権限移譲の実績と成果

(1) 市町への権限移譲で目指してきたもの～平成 16 年度「分権改革推進計画」

■ 分権型行政システムの提唱

本県では、「市町村合併が現実のものとして進展し、基礎自治体レベルで新しい自治の形が生まれつつある一方で、国・地方を通じた厳しい財政状況に対応した、より効率的な行政体制が求められている」ことを背景に、県議会、市町村、経済界、学識経験者等で構成する広島県分権改革推進審議会を設置し、約 1 年 4 か月の審議を経て、平成 16 年 11 月に「分権改革推進計画」を策定した。

この中では、新たな地方分権の形として、「地域の自主性を生かすことで、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、国、県、基礎自治体や行政と民間との新しいパートナーシップの下で、行政サービスが最も効率的、効果的に提供される『分権型行政システム』の構築」を目指していくことを提言している。

■ 新たな自治の形を目指すという基本理念

その理念としては、中央集権型の行政システムの制度疲労が顕在化する一方、地域が主体となることで個性豊かな地域社会を実現するとともに、少子高齢・人口減少社会への対応、国・県・市町村を通じた財政危機の克服、現実のものとなった市町村合併後の市町村の姿を前提とした新たな行政システムの構築が必要であるとの認識を示し、

- ① 国及び地方自治体が分担すべき役割を明確にし、地方自治体の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること。
- ② 多様な住民ニーズに対応するためには、住民に身近な行政サービスは、住民に身近な地方自治体において提供し、地域の創意工夫によって個性豊かな分権型社会を構築していくこと。
その上で、合併によって広域化し、幅広い事務と権限を持った基礎自治体が、財政的にも自主性、自立性を増し、住民に身近な行政を総合的に担う自己完結型自治体へと転換していくこと。
- ③ 都道府県は、国防、外交、通貨、司法などを除いた事務を幅広く担う広域自治体として、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成する主体となるべきこと。
などを目指す方向として掲げた。

■ 基礎自治体の姿と方向性

こうした方向性と新たな基礎自治体の姿を念頭に、基礎自治体は総合的な行政主体として、県が処理してきた事務や権限をできる限り担い、住民に身近な事務を自己完結的に処理する（「基礎自治体優先の原則」という基本的な考え方のもと、基礎自治体の規模に差を設けることなく、県からの大幅な事務・権限の移譲を進めることとした。

なお、小規模な基礎自治体に対しては、基礎自治体同士での広域処理の仕組みや近隣自治体への事務委託等の制度を活用するなどを工夫することによって補完する仕組みも念頭に置いていたところである。

(2) 権限移譲の具体化とこれまでの支援内容

■ 市町との具体化協議（平成 17 年度～）

「分権改革推進計画」に基づき、81 項目 189 事務を移譲対象事務として掲げ、平成 17 年度から具体的な移譲に着手した。移譲に当たっては、各地域事務所（当時）に市町ごとの「事務移譲具体化協議会」を設置し、「事務移譲具体化プログラム」を策定するとともに、各部局に「専門班」を設置し、協議や調整を行った。また、マニュアル整備や事前の研修、移行時の職員派遣など、事前準備に万全を尽くした上で引継ぎを行うなど、個々の市町との合意形成を図りつつ、事務・権限の円滑な移譲を実施した。

■ 移譲後の支援の充実・移譲方法の見直し（平成 22 年度～）

平成 17 年度以降、権限移譲が本格化し、多くの事務を市町において具体的に処理するようになってくる中、移譲着手から 5 年を経過した平成 22 年度には、市町での実施状況などの検証を行い、移譲した後の市町への支援の充実や移譲の進め方などについて見直しを図ってきた。

【見直しの主な内容】

- 移譲後の県の支援の充実強化
 - ・市町ニーズに応じた研修の拡充（新規研修実施，レベル別研修や実践的研修の導入など）
 - ・県市町職員の情報共有システムに，移譲事務マニュアルや質疑応答集などを掲載し，市町間の情報共有を推進
 - ・移譲事務交付金は，法改正により業務量の変動する場合など必要に応じて見直しを実施
- 市町への移譲の進め方の見直し
 - 団体規模に差を設けない一律的な移譲方式から，市町が「移譲可能リスト」の中から希望する事務を選択する，いわゆる「手挙げ方式」へと変更

■ 体制整備などに向けた財政的・人的支援

年間 10 億円を超える規模での財政支援，10 年間で県市町累計 800 人に及ぶ人事交流などによる市町の体制整備・人材育成を支援。

〔財政支援（移譲事務交付金の交付）〕

（単位：百万円。H17～25 は決算額。H26 は決算見込額）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
交付額	224	436	863	1,174	1,241	1,248	1,315	1,175	1,118	1,079

※移譲事務交付金総額では全国 3 位（H25 年度決算額。他県調べ）

〔人事交流の状況〕

（単位：人）

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
県→市町	26	32	31	36	47	49	42	40	39	45	387
市町→県	31	34	46	45	38	37	34	39	51	51	406

※権限移譲関係以外を含む

（3）権限移譲の実績

■ 移譲事務数

平成 26 年 4 月時点での移譲事務数は，県が先行して移譲した後，法制化されたものなども含め 147 事務，23 市町延べで 1,871 事務。計画対象 2,433 事務の 77%となっている。

区分	「分権改革推進計画」期間					検証	移譲可能リストによる移譲					合計
	H17	H18	H19	H20	H21		H22	H23	H24	H25	H26	
移譲事務	80	322	673	546	145	42	21	25	2	15	1,871	
主な事務	福祉事務所設置(町)，身体障害者手帳交付，農地転用許可，浄化槽設置届出受付，道路管理，港湾管理，旅券交付 など					新たに生じた土地確認，難病，公有地拡大法，福祉事務所設置(町)，漁港管理 など					移譲対象 2,433 事務の 76.9%	

※ 事務数：全市町の延数（H17～23 までの移譲事務は，「分権改革推進計画」に基づき移譲）

■ 移譲法令数

平成 26 年 4 月時点での移譲法令数は，101 法令で全国 3 位※と全国トップレベルである。

（※特例条例制度による移譲数。一般社団法人地方行財政調査会調べ）

(4) 権限移譲の成果

市町においては、福祉やまちづくりなど住民に身近な行政サービスの提供を担うとともに、住民や地域に関する様々な情報を把握しており、県からの移譲事務を実施することによって、住民・事業者にとっての効果が現れてきている。

■ 市町において具体的な成果が認識されている主な移譲事務

移譲を受けた全団体会で具体的な成果を認識	移譲を受けた8割以上の団体会で具体的な成果を認識	その他成果が認められるとの意見があった事務
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護に関する事務 児童福祉に関する事務（児童扶養手当の認定等） 障害者福祉に関する事務（身体障害者手帳の交付等） 福祉事業等に関する事務（介護保険事業者の指定等） 薬事に関する事務（医薬品販売業の許可、毒劇物製造業の登録等） 難病に関する事務 建築確認 旅券に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉に関する事務（特別児童扶養手当の認定等） 母子寡婦福祉に関する事務 民生委員の指揮監督等 危険物取扱に関する事務（火薬類の製造・販売営業の許可、高圧ガスの製造・貯蔵所の許可等） 生活排水に関する事務 開発行為等の規制 屋外広告物 建築確認関連事務（再資源化届出） 環境保全型農業の推進に関する事務 道路・街路の整備、維持修繕 文化財保護に関する事務（埋蔵文化財発掘の届出受付、史跡名勝天然記念物の現状変更許可等） 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援に関する事務 原爆被爆者の援護に関する事務 家庭内暴力の防止に関する事務 福祉事業等に関する事務（第二種社会福祉事業のみを行う社会福祉法人の定款の認可等） 生活衛生に関する事務（理・美容所の開設届受付、墓地等の経営許可等） 野生生物に関する事務 農地法に関する事務 青少年の育成に関する事務 医業等に関する事務（医療法人の設置認可等） 景観の保全に関する事務 国土利用計画に関する事務

■ 成果の内容

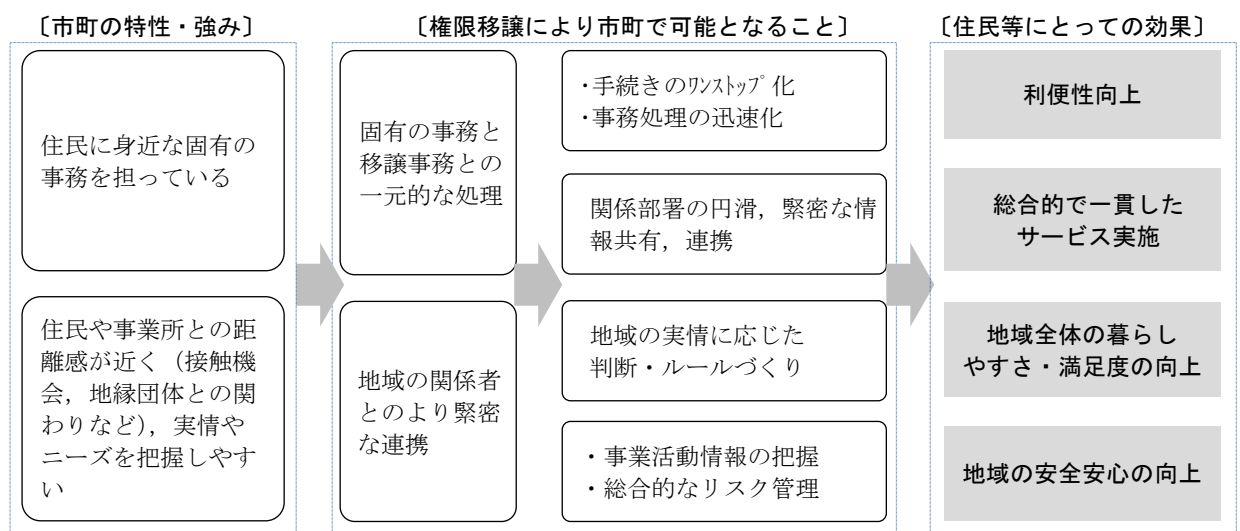
○ 利便性の向上など住民サービスの面では、概ね所期のもくろみを達成

旅券交付、身体障害者手帳交付、建築確認など窓口サービスの分野では、ほとんどの事務において、身近な窓口で申請できるようになり便利になった、処理時間が短縮したなど、利便性やサービスの向上につながっている。

○ 利便性の向上に加え、総合性、自主性の発揮の面でも一定の効果が発現

福祉やまちづくりの分野を中心に、市町の関係部署における円滑、緊密な情報共有や連携した対応が可能になり、住民のライフサイクルを通じた支援や、地域の実情に応じた判断・ルールづくりなど、住民・事業者にとっての効果が発現している。

<市町の特性と住民等にとっての効果>



■ 成果の内容＜具体例＞ ～ 分野別の事例は、資料編に掲載

○ 利便性の向上

[権限移譲により市町で可能となること]

市町の固有の事務と県からの移譲事務をあわせて実施することで、手続きがワンストップ化し、身近な市町で迅速に事務処理

[事例]

- ・旅券の申請受付・交付事務について、移譲前は住民が県と市町の双方に出向いていたが、移譲後は市町の窓口で手続きが完結した。
- ・浄化槽の設置届受付の事務を市町に移譲したことで、市町の浄化槽設置補助金の交付申請の窓口と同一となり、利便性が向上した。

○ 総合的で一貫したサービス実施

[権限移譲により市町で可能となること]

関係部署の円滑、緊密な情報共有や連携した対応

[事例]

- ・福祉分野では、住民の抱える課題は様々な要因が複合化しており、またライフサイクルを通じた中長期的な対応が求められている。移譲後は、生活相談、福祉介護医療、子育て・義務教育、住居、就労相談など市町の関係部署や地元関係者が継続的に関わることで、ライフステージの各段階、あるいは段階をまたがって一貫した対応が可能となった。
- ・開発許可申請時に、適切な案件であるかの確認に併せて、関係課と情報共有が図られることで他法令の許可・届出等の手続きについても案内することが可能になった。

○ 地域全体の暮らしやすさ・満足度の向上

[権限移譲により市町で可能となること]

県内同一の基準ではなく、地域の実情に応じた判断・ルールづくり

[事例]

- ・開発許可において、移譲前は県の基準（県内全域での最低制限を定めた基準）でしか適用できなかったが、移譲後は市で条例等を定め、地域の実情に応じた基準を設定することが可能となった。
- ・景観行政において、県からの権限移譲や、景観法に基づく景観行政団体となることにより、地域ニーズを踏まえた視点から指導が行えるようになった。

○ 地域の安全安心の向上

[権限移譲により市町で可能となること]

地域の状況把握やリスク管理

[事例]

- ・危険物関係や公害規制などでは、移譲前は対象事業所や業務設備内容・安全管理体制などを県が調査しており、市町では十分把握できていなかったが、移譲後は市町で把握でき、リスク把握や事案発生に備えた初動対応の想定が可能となった。また、県が処理していた頃は町に入ってこなかった事案発生時の一報も直接事業者から入ってくるようになった。

- このほか、移譲を受けた市町では、受付時間の延長や受付窓口を拡充するなど、独自の取組が進んでいる。

■ 今後の取組

こうした権限移譲の意義や効果を、県・市町職員をはじめ広く住民が実感できるよう、県として様々な機会を活用し、積極的に情報発信するとともに、先進的な取組や工夫した点などを市町間で共有し、更なる成果の波及を図っていく。

3 困難事務の分析と解決に向けた方向性

(1) 概要

- 窓口サービスや定例的な事務を中心に、概ね市町での定着が図られ、成果も上がっている一方で、専門性が特に高い事務や年間処理件数が極めて少ない事務などにおいて、単独市町では専門人材の確保やノウハウ蓄積の面でお課題が残っているものもある。

【市町の主な声】

- ・専門性の高い事務や、事務の発生が少ない業務については、継続した研修体制や適切な指導、支援が引き続き必要。
- ・職員数が減少し職員一人当たりの業務量が増えている中で、人材の確保や育成が困難となっている。
- ・事務処理件数が少ない事務では、研修を受けても実務が伴わないため、ノウハウが蓄積されない。

- こうした中、昨年5月の地方自治法改正において「連携協約」や「事務の代替執行」など新たな連携制度が創設されたほか、「まち・ひと・しごと創生」と連動した「連携中枢都市圏構想（従来の地方中枢拠点都市圏構想が改称）」や「定住自立圏構想」など、市町間連携に向けた動きが出てきている。
- このため、移譲事務についても、従来の支援策に加え、ノウハウや専門人材の共有化など市町間で連携する仕組みなどの新たな対応策を検討していく必要がある。

(2) 困難事務の類型化と検討の視点

今年度、移譲事務検証調査で検証対象とした47の事務について、専門性と事務の発生頻度の観点から4つに分類し、類型ごとに検討の方向性を整理した。

■ 課題の類型

	専門性が特に高いもの (専門職配置または同程度の知識が必要なレベル)	専門性が必要なもの (一定の習熟度が求められるレベル)	
発生頻度が極めて少ない(団体によつては毎年発生しない頻度)	<p>専門性が特に高く、処理件数も少ない</p> <p>【経由・本審査権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公害防止 (ダイキソ) ○生活衛生 (興行場) ○生活衛生 (建築物衛生) ○社会福祉法人の監査 ○大規模小売店舗立地法 ○土地区画整理 ○文化財保護 ○廃棄物処理施設 (一廃) の許可 ○畜産環境保全 (家畜排せつ物) 	<p>一定の習熟で対応できるが処理件数や対象事業者(所)が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場立地 ○農業振興地域整備 ○高圧ガス ○採石業 ○砂利採取業 ○児童自立生活援助 	類型2 【件数が極めて少ない事務】
一定程度の件数・対象事業者は存在	<p>専門性は特に高いものの、一定程度の事務は発生</p> <p>【経由・本審査権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公害防止 (大気汚染) ○公害防止 (水質汚濁) ○公害防止 (瀬戸法) ○公害防止 (環境保全条例) ○公害防止 (特定工場) ○生活排水 (浄化槽) ○宅地造成 ○開発行為の許可 ○肥料取締法 【公物管理】 ○生活衛生 (旅館) ○生活衛生 (公衆浴場) ○生活衛生 (理容) ○生活衛生 (美容) ○生活衛生 (クリーニング) ○漁港 ○港湾 ○海岸施設 (建設・維持の工事設計) 	<ul style="list-style-type: none"> ○JAS法 ○野生生物保護 ○農地法 (転用許可) ○林地開発 ○景観保全 ○火薬 ○生活保護 ○難病 ○家庭内暴力防止法 ○介護保険事業者指導 ○生活衛生 (水道) ○生活衛生 (墓理法) ○旅券 【公物管理】 ○道路・街路 (整備) ○道路・街路 (維持) 	

類型1【専門性が特に高い事務】

■ 検討の視点

【類型1】専門性が特に高い事務の視点

- これらの事務は、
 - ・衛生職が担っているもの（公害・生活衛生）
 - ・土木職（港湾）が担っているもの（漁港・港湾）
 - ・公認会計士などの専門的な支援が必要なもの（社会福祉法人監査）
 などであり、特に高度な専門知識が求められるものである。
- このため、専門性を備えた体制整備が課題であり、単独では配置が困難な専門人材（リソース）の共有化を含めた新たな共同処理・機能連携の仕組みを構築していく必要がある。

【基本的な考え方】

- ノウハウや実績、専門職員を有している市を中心とした共同処理の仕組みを前提に、事務の性質、各市町での事務処理状況や地理的状況などを勘案し、事務の共同化の範囲や手法、市町間での機能連携のあり方を検討する。
- また、事務が地域的に偏在している場合、近隣に核となる自治体が所在しない場合は、県による補完・支援を検討する。

【類型2】件数が極めて少ない事務の視点

- これらの事務は、専門性の度合いからは一定程度の習熟で対応は可能と考えられるが、処理件数や対象事業者（所）数の面では、全県的に見ても極めて少ない事務もあり、必ずしも広域連携・共同処理にはなじまないものもある。
- このため、地域密着性や市町の事務との関連性を踏まえ、当該事務の最適な実施主体を検証する必要がある。

【基本的な考え方】

- 引き続き市町が実施することが適当であるものについては、市町でのノウハウの蓄積に向けた方策（市町間の情報共有化、県による個別支援など）を検討する。
- 県の事務との関連性が高いものについては、県による実施を含め検討する。

上記以外（一定の専門性が求められ、一定の件数や対象事業者が存在する）事務の視点

【基本的な考え方】

- 引き続き、個別課題に応じた県の支援を行っていく。

(3) 広域連携・共同処理の具体化を検討

- 地方自治法の共同処理制度としては、「一部事務組合」や「広域連合」など別の地方公共団体を立ち上げるもの、事務処理の調整を主眼とする「法定協議会」のほか、「機関等の共同設置」、「事務委託」、今年度創設された「事務の代替執行」などの諸制度が設けられている。

	共同型 (経営資源を出し合い一緒に行う)	外出し型 (事務の一部を外部へ)	
	機関等の共同設置	事務の代替執行	事務委託
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●複数の自治体が共同して、附属機関（審査会）、内部機関（部課）、補助職員を共同設置するもの ●共同設置された機関等は、各構成団体共通の機関や職員としての性格を有する。 ●機関等が管理・執行した事務の効果は、各構成団体に帰属する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事務の一部を他の自治体に委託（代行） ●受託団体は委託団体の名において管理執行し、その効果は委託団体に帰属 	<ul style="list-style-type: none"> ●事務の全部・一部を他の自治体に委託 ●権限・責任とも受託団体が保有。委託団体は当該事務に関する権限を失う。
具体事例など	<ul style="list-style-type: none"> ・審査機関などを共同設置 ～介護認定審査会、障害区分程度認定審査会など ・内部組織を共同設置 ～広域福祉課、広域まちづくり課、広域観光課など ・職員（専門職員・専門委員）を共同設置 ～公害規制分野での化学職の共同化 	(H26.5月の地方自治法改正で新設された制度のため事例なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救急 ・ごみ処理など

- これら共同処理制度のうち「機関等の共同設置」については、本県では事例はないものの、他県において前述の専門性が高い移譲事務を対象とした市町村間連携の事例もあることから、この手法も視野に具体的な導入可能性を検討する。

	概要	ポイント
専門職員の共同設置	<p>● 単独では確保が困難な専門職を複数自治体で共同化【人材・ノウハウのシェア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口機能や最終決定権は元団体に残し、内部的な審査・検査を共同職員が他団体分も担任 ・中心的な市の職員を充て、他団体は人件費を負担 <p>(大阪の事例)</p> <p>河内長野市 環境政策課内 (共同職員2名化学職)</p> <p>【公害 環境分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・ダイオキシン類特別対策措置法 ・水質汚濁防止法 ・特定工場 ・府生活環境保全条例(大気、水、土壌、化学物質) ・PRTR法 <p>各構成団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ■受付・形式審査、相談 ■最終決裁、決定通知 ■立入り検査 <p>共同組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ■審査(内部処理) ■指導、立入り検査への同行(併任先職員の身分で実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口機能は元団体に残し、住民・業者の利便性は維持 ○最終決定権は元団体とすることで、責任の所在を明確化 ○元団体と中心市とで「機能連携」を図る制度設計 ○人材をシェアすることで、単独では設置が困難な専門人材の確保が可能 ○他団体の様々な事例を処理することで、団体間での取扱いの差は解消 ○中心市では職員のスキルも向上
組織(課)の共同設置	<p>● 事務と人材を持ち寄り、専任組織を共同設置【分室方式(パックオフィス機能)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定型案件を処理する部門の組織のみ共同化。一部事務組合と異なり、組合議会などは不要 ・独立した組織ではなく、各団体の本来組織として組織規則上も位置付け <p>(大阪の事例)</p> <p>広域福祉課(職員11名・3グループ)</p> <p>【社会福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の設立認可、監査 ・有料老人ホーム設置届 ・保育所の設置認可 ・認可外保育所の届出 <p>【障がい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身障手帳の交付 ・精神障がい者福祉手帳の交付 ・障がい福祉サービス事業所の指定 ・指定特定相談支援事業者の指定 ・指定特定障害児相談支援事業者の指定 ・障害者支給判定審査会 <p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業者の指定 ・指定事業者の指導 ・小規模特養の設置認可 ・老人デイサービスセンターの設置届 ・老人福祉センターの事業開始届 <p>各構成団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ■受付・形式審査(手帳関係のみ) ■立入り検査同行 <p>共同組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ■受付(手帳以外) ■審査・決定 ■指導監督、立入り検査 	<ul style="list-style-type: none"> ○定型案件は共同組織で完結させ、重要案件は、元団体と協議調整の上処理するように運用を工夫 ○住民サービス関係の受付は元団体に残し利便性に配慮 ○複数事務を集約化することで、スケールメリットと専門人材の確保を両立 ○様々な事例を集中処理することで、団体間での取扱いの差は解消 ○中心市以外の職員のスキルも向上

(4) 平成 27 年度の取組

- 市町間の共同処理・広域連携の具体化を検討する「県と市町による協議会」を立ち上げる。
- 専門性が特に高い事務のうち、公害防止、生活衛生、社会福祉法人の監査、大規模小売店舗立地法の 4 事務を対象に、上記の「共同設置方式」をモデルとした導入可能性について、市町ごとの事務分析や人員配置、財源、導入可能エリア、県の支援なども含めた制度設計に着手する。
- 県内での「連携中枢都市圏構想」の取組との連携も図り、導入可能なものについては、平成 28 年度以降の実施をもくろむ。
- なお、移譲事務での連携に限定せず、市町の固有の事務での連携、県市町を通じた共通テーマでの県市町間連携も含めた可能性も視野に入れて検討を行う。
- また、事務処理件数が極めて少ない事務のあり方についても、地域密着性や市町の事務・施策との関連性を踏まえ、当該事務の最適な実施主体を検証する。

資料編

参考資料 1 分野別の成果事例

参考資料 2 広域連携に係る国の動き

分野別の成果事例

【事例 1】福祉事務所を設置し、福祉サービス向上

【移譲の概要】

- 全町において福祉事務所を設置し（町は任意設置）、市と同じサービスを展開
- 生活保護の開始・停止、児童扶養手当（父子家庭・母子家庭を対象とする手当）の認定・支給、特別障害者手当などの認定・支給などの法定事務を移譲するとともに、身体障害者手帳の交付などの関連事務を移譲
- 設置に際しては、県から人的支援（町からの研修派遣の受入、県職員派遣）、財政的支援（研修派遣に係る費用の一部負担）を実施

【福祉事務所設置町の主な声】

〔住民サービスの向上〕

- 県に書類を送付する時間が不要になり、**手続きのスピードが向上**した。
- 普段から町民と直接接する機会が多い町職員が対応しており、**住民の生活実態や周辺の状況を詳細に把握**できるため、**個々人に応じた最適な行政サービスの提供**が実現している。
- これまで県所管であった事務を含めて**関連する事務を一元的に担う**ことで、町内部の関係課と連絡をとりあいながら情報提供を行い、住民にとって身近で利用しやすい窓口として**様々な相談対応を実施**している。

〔一体的な福祉サービスの提供〕

- 困っている人は、複数の問題を抱えていることが多く、**町がまとめて権限を持つことで、複数の問題に迅速に対応**でき、早期の解決につながっている。
- 移譲前は、県所管事務の状況は、県に問い合わせをしなければ把握できず、手間や時間がかかっていた（例えば、困っている人の生活保護や児童扶養手当の受給状況、面接の状況など）が、現在は、**町で一体的に実施**しており、**速やかな対応**が行えている。
- 移譲前は、児童虐待の発見の契機となる相談対応の場面が、県と町で分かれていた（町は、母子健康手帳の交付時や乳幼児健診における面談など。県は生活保護や児童扶養手当に関する面談時など）が、現在は、**町が総合的に福祉サービスを担っていることから、生活全般に渡る観察が可能**となり、早期発見、早期対応の可能性が高まっている。

〔事例2〕都市整備や土地利用事務の移譲～総合的なまちづくりの推進

【移譲の概要】

- 建築確認の事務は、特定行政庁、限定特定行政庁※となった5市に法定移譲
- 都市の計画的な市街化のための開発行為規制や、防災のための宅地造成の規制の事務は、6市に移譲
- 農地の転用の許可などの事務は、全市町に移譲
- 特定行政庁への移行に際しては、県から人的支援（市からの研修派遣の受入、県職員派遣）を実施

【市の主な声】

〔住民サービスの向上〕

- 移譲前は、建築確認申請は市（経由事務）に行うが、申請内容の訂正が必要な場合は、県の事務所へ出向く必要があった。現在は、**窓口が市に一本化**され、市で申請や訂正などの手続きが完結し、**申請者の利便性が向上**した。
- **県への進達が不要**なため、申請から建築確認など処分までの**期間が短縮**した。

〔総合的・一体的な行政の推進〕

- 移譲前は、開発許可申請があった際に、県の都市計画に合致する内容か、景観法の要件を満たす内容かなどについて、県の関係部署に問い合わせる必要があり、関連する手続きなどの要否の確認に手間と時間を要していた。現在は、開発許可申請時に**市内部の関係課と情報共有**が図られることで、定められた地域地区などに応じた**適切な案件であるかの確認が可能**であることに併せて、景観法などの**他法令の許可・届出案件であるか否かについて意見することが可能**となっている。
- 土地利用に関連する事務を各担当部局が**連携**して行うことにより、**総合的な施策の展開、各種施策との整合性の確保、地域の実情に即した土地利用が可能**となっている。

〔その他〕

- 市においては、**日常的に現地**の状況が**確認**できるので、農地転用目的どおりに転用事業が実施されていることの**確認などが早期に可能**となった。

【独自の取組事例】

- 権限移譲を受け、市街化調整区域内における開発許可基準について、**市の実情を踏まえた条例を策定**した。従来の県の基準では、市街化調整区域内の開発計画地が接する道路の幅員が4mと狭く、往来に支障を来していたが、移譲により市独自に当該道路幅員の基準を設定することが可能となり、地域の実情に合わせて（より厳しい基準の）6mと広くすることで、**車輛及び歩行者の安全・円滑な往来を確保**した。

※特定行政庁とは

建築主事を置く地方公共団体（及びその長）を指し、建築確認や、違反建築物に対する是正命令などの建築行政全般を行う。（建築主事とは、国土交通省の建築基準適合判定資格者検定に合格し、長に任命された者）。

限定特定行政庁は、木造住宅などの小規模建築物の建築確認などの事務を行う。

〔事例3〕旅券の申請受付・交付

【移譲の概要】

- 全市町に移譲
(移譲前の県窓口(県旅券センター)は、常設は広島市と福山市の2か所のみで、呉市は週2回、三次市は週1回のみ。なお、旅券は年間7万件程度の申請・交付がある。)

【市町の主な声】 ~全移譲市町が、具体的な成果があったと回答

- 移譲前は、本籍地の市町村で戸籍などを取得後、申請・旅券受取のために、県旅券センターに2回出向く必要があった。現在は、**市町の窓口で申請・旅券受取**ができ、本籍地が同一市町であれば、添付書類である戸籍抄本も同時に取得できることから、**手続きのワンストップ化、利便性、迅速性が大きく向上**した。

【独自の取組事例】

- 受付時間の延長 土日ともに窓口開設(土日の一部含む)：5市町 夜間窓口の設置：9市町
- 市町内での受付窓口の拡大 本所以外にも受付窓口設置：2市

〔事例4〕身体障害者手帳の申請受付・交付

【移譲の概要】

- 全市町に移譲(指定都市・中核市は法定)

【市町の主な声】 ~全移譲市町が、具体的な成果があったと回答

- 移譲前は、申請書を県に送付し審査された後、手帳が交付されていたため、住民の手元に届くまでに時間を要し、サービス開始に影響していたが、移譲後はそうした**時間を短縮**でき、**住民福祉に寄与**できている。(申請から交付まで、1週間程度短縮)
- 手帳取得を条件とする他の福祉制度の利用に際しても、申請や決定に至るまでの**期間が短縮**した。(例えば、重度医療受給者証(対象は身体障害者手帳か療育手帳の交付を受けている人)の交付時間が短縮し、医療費の償還払いの件数が減少し事務が効率化)
- 手帳申請時に**診断書を確認**するようになり、特別児童扶養手当などの**各種サービスへの案内を的確に実施**し、円滑にサービスを開始できる。

〔事例5〕生活排水に関する事務(浄化槽の設置届出の受付等)

【移譲の概要】

- 全市町に移譲(指定都市・中核市・特例市は法定)

【市町の主な声】 ~19市町が、具体的な成果があったと回答

- 身近な市町の窓口で事務が完結するため、**住民の利便性が向上**した。
- 浄化槽設置届(移譲前は県に提出)と市町が行う設置補助金の交付申請の窓口が同一となったため、**設置届の段階で補助金交付に係る審査も同時に行うことが可能**となり、交付決定までの**期間が短縮され早期着工が可能**となった。
- 下水道部局との情報共有など、市町が保有する情報との照合などにより、**浄化槽台帳の精度が向上**した。
- 指定検査機関と連携を図り、個別指導文書の発送や、広報誌の回覧、ケーブルテレビ放送などの**周知啓発**を行うことにより、**法定検査の受検率の向上**につながった。

〔事例6〕道路の整備・維持修繕

【移譲の概要】

- 19 市町に移譲（指定都市は法定）
 - ・うち 18 市町への移譲状況は次のとおり
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 整備（道路改良事業に係る設計、積算、工事監督など）：9 市町に移譲○ 維持修繕（植栽管理、路面清掃、交通安全施設など）：17 市町に移譲 | <ul style="list-style-type: none">○ うち 1 市は、道路法第 17 条第 2 項の管理者変更による移譲 |
|---|---|
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 道路占用許可などの許認可事務や、境界立会などの管理事務、道路巡視などの維持業務、○ 道路改良などの整備などを市の判断に基づき実施する。交付税も市に直接措置される。 | |
|--|--|

【市町の主な声】 ～18 市町が、具体的な成果があったと回答

- 移譲前は、県道の維持管理に関する住民からの要望などは県が対応していたが、**地域の実情に詳しい市町で判断し施工**するので、要望から処理完了まで、**迅速な対応が可能**となった。
- 移譲前は、県管理の道路と市町管理の道路が隣接して、双方の同時施工が必要な場合など、その調整に時間を要していたが、移譲後は地域（路線）ごとに**県道・市道の維持業務を一括委託**する等により、**市町で一体的に行うことが可能**となり、施工などを**効率的かつ迅速に実施**できる。

【独自の取組事例】

- 道路法に基づく管理者変更により、市の判断で、住民ニーズの高い区間、まちづくりの観点からより必要性が高いと判断する区間について**優先的に整備が可能**となった。

〔事例7〕危険物（火薬類・高圧ガス）の取扱に関する事務

【移譲の概要】

- 全市町に移譲
（火薬類の製造・販売業の許可、高圧ガスの製造・貯蔵所の許可等）
- 消防一部事務組合での実施が 5 市町、他団体への事務委託による実施が 8 市町。

【市町の主な声】 ～19 市町が、具体的な成果があったと回答

- 移譲前は、事業所の届出や許可申請の際は、県庁に向く必要があったが、現在は、**身近な市町で申請**などができるようになり、**事業者の負担が軽減**した。
- 市町が従来から担っている消防法上の危険物施設と移譲を受けた火薬類、高圧ガス設備をともに有する事業所には、**一体的に指導が可能**となった。
- **管内の高圧ガス施設や火薬類の存在を日頃から把握**しておくことで、**災害時などに迅速な対応が可能**となった。

【独自の取組事例】

- 火薬類・高圧ガスの届出・許可などが必要ない**小規模な事業所**についても、**実態把握**を行い、定期的な立入調査を実施するなど、**積極的に防火指導を実施**している。
- 県内初となる**手筒煙火の消費**などについて、事務処理要領を県と調整のうえ作成し対応した。

〔事例8〕文化財保護に関する事務

【移譲の概要】

- 18 市町に移譲
 - ・ 埋蔵文化財の発掘の届出受付等：11 市町
 - ・ 史跡名勝天然記念物の現状変更許可等：全町（市は法定）

【市町の主な声】 ～15 市町が、具体的な成果があったと回答

- 移譲前は、届出・申請等を受け付けた市町が県に進達し、県が対応を決定した結果を市町が届出者等に伝達していたが、移譲後は、市町が、**基準に沿って地域の実情を踏まえた判断**（史跡名勝天然記念物及び埋蔵文化財の保存等）や発掘に関し必要な事項等の**指示などを直接行うことが可能**となったため、**対応期間を短縮**することができ、**事業者等の負担軽減と事務処理の迅速化**を実現している。

〔事例9〕屋外広告物の規制、景観の保全に関する事務

【移譲の概要】

- 屋外広告物（法及び県条例に係る事務）…全市町に移譲（指定都市・中核市は法定。1 市は、県条例部分は独自条例により実施。違反広告物の除去、広告物の設置許可等）
- 景観の保全（県条例に係る事務）…全移譲対象市町に移譲（指定都市・中核市及びほか4 市は景観法に基づく景観行政団体となり、独自の景観行政を実施。景観形成地域での広告物の表示行為等及び大規模行為の届出受付等）

【市町の主な声】 ～屋外広告物は 19 市町、景観の保全は 11 市町が、具体的な成果があったと回答（独自条例制定市含む）

<屋外広告物>

- **地元の地理に詳しい**ため、屋外広告物の把握が細かくできるようになり、**未届け物件の発見や、指導が迅速**となり、良好な景観を保ちやすくなった。
- 事業者等にとっては、**申請窓口が身近な市町**となり、**利便性が向上**した。

<景観の保全>

- 屋外広告物や文化財保護の担当課などと事前に協議する機会があり、協議に要する**時間の短縮**、**きめ細かな指導**により、**事業者等の負担が軽減**した。

【独自の取組事例】

景観行政の分野では、景観法に基づく景観行政団体となった市は、景観法に基づく権限を生かし、県からの移譲事務と合わせ、次のような取組が実施されている。

- 景観行政団体として、**県条例とは別に景観計画等を策定**したことにより、従前に比べ、**地域ニーズを踏まえた視点から指導**が行えるようになった。また、現地調査を重ねることにより、更新申請時に未申請物件の追加申請を依頼している。
- 景観行政団体となり、建物の高さ制限に有効な「景観地区に関する都市計画」、「景観条例」、「景観計画」、「屋外広告物条例」を市独自に定め、景観地区内の屋上広告物の新設の禁止など**地域の実情に合わせた新たな基準を追加**することにより、**良好な景観と風致を維持**している。

広域連携に係る国の動き

【第 30 次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（H25 年 6 月）】

「人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併や共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中でそれぞれの市町村がこれらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要である。」

【地方自治法改正（H26 年 5 月）～新たな広域連携の制度の創設】

○ 「連携協約」制度の創設

- ・普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする。
- ・連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする。

○ 「事務の代替執行」制度の創設

- ・普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長などに管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする。

【総務省の取組～地方中枢拠点都市圏構想（H26 年 8 月要綱策定）】

○ 目的・趣旨

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、地方圏において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携して、人口減少に対する、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成

○ 手続き

宣言（指定都市または中核市） ⇒ 連携協約の締結 ⇒ 圏域ビジョンの策定、公表

○ 連携する取組（連携協約への規定事項）

- ・圏域全体の経済のけん引
- ・高次の都市機能の集積
- ・圏域全体の生活関連機能サービスの向上

※H26 年度に広島市及び福山市を拠点都市とする「新たな広域連携モデル構築事業」が採択

【「まち・ひと・しごと創生法」成立、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定（H26 年 12 月）】

まち・ひと・しごと創生総合戦略

～地域間の連携推進～

国は新たな「連携中枢都市圏」（従来の「地方中枢拠点都市圏」が改称）や「定住自立圏」の形成を進め、各地方公共団体は、地域間の広域連携を積極的に推進